

運営指導課通信

vol.3

令和7年度 前年度の実績等に伴う基本報酬及び加算の届出について

一部の障がい福祉サービス等については、前年度の実績等に応じて当該年度の基本報酬及び加算の単位数等の算定区分等が決まりますので、加算の届出が必要です。詳しくは、本市[ホームページ](#)をご確認ください。

【届出が必要なサービス】

障がい福祉サービス

- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・就労定着支援
- ・地域移行支援

障がい児支援

- ・児童発達支援（主として重症心身障がい児、児童発達支援センター以外）

※各サービスの届出については、[本市ホームページ](#)をご確認ください。

【届出に必要な書類】

- ・加算届連絡票
（令和7年度前年度実績に伴う提出用を使用してください）
- ・変更届（様式第3号）
- ・介護給付費算定に係る体制に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ・介給別紙
- ・誓約書

【届出方法】 郵送のみ

届出先 〒541-0055

大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号船場センタービル7号館3階
大阪府福祉局障がい者施策部運営指導課（指定担当）

ご注意

ください!!

※封筒の表書きに「前年度実績の届出」と朱書きしてください。

※今回の届出と別の届出書類を同封しないようにしてください。

【提出期限】

令和7年4月30日（水）【当日消印有効】

※期限までに届出がない場合は令和7年4月1日からの算出はできません。

※届け出後であっても、届出内容について不備、算定要件を満たしていない等が判明した場合は、過誤調整の対象となります。

※令和7年4月15日（火）までの消印でご提出いただいた届出は、同年5月10日（土）までに請求される内容に反映されますが、同年4月16日（水）以降の消印の届出は、同年6月以降に過誤申立てにより再請求していただくこととなります。

ご注意

ください

令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算について

（令和7年4月及び5月算定開始分の）届出期限は**4月15日（月）**【当日消印有効】です。

令和7年4月及び5月から算定を希望する場合には、[本市ホームページ](#)に掲載の事務連絡等をご確認の上、期限内に届出を行ってください。

- 処遇改善加算については、算定を受ける年度ごとに届出をしていただく必要があります。
- 令和6年度に加算の算定を行っていても、届出期限までに届出がない場合は令和7年4月以降の算定はできません。

障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業補助金の申請は大阪府への届出となります。内容・手続き等については大阪府へご確認ください。

児童発達支援等における 支援プログラムの作成・公表・届出について

児童発達支援・放課後等デイサービス・
居宅訪問型児童発達支援の事業所の
みなさま

令和6年4月1日より、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援の総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画を作成するとともに、支援プログラムを広く公表し、その公表方法及び内容を本市へ届け出ることが求められています。

ご注意
ください!!

令和7年4月1日以降は行政オンラインシステムによる届出が出来ませんので、**変更届にて届出**てください。

令和7年3月31日までに公表および届出がされていない場合は、**令和7年4月1日以降に支援プログラム未公表減算（基本報酬の15%）を適用する必要があります。**

★〈公表〉は、事業所のHPへの掲載や事業所（外から見える位置）への掲示等、事業所利用者以外の方が見られる方法で。

多くのお問い合わせを頂いており、運営指導課の電話が繋がりにくくなっております。運営指導課へのお問い合わせは、メール（uneishidou2@city.osaka.lg.jp）もしくはFAX（06-6241-6608）をご活用ください。お問い合わせ様式は[こちら](#)本市ホームページの『[よくあるお問い合わせと回答（Q&A）](#)』もご覧ください。